

社会保険 みやぎ

SHAKAIHOKEN
MIYAGI No.762



Contents

日本年金機構からのお知らせ	2・3
協会けんぽからのお知らせ	4・5
M美さんの社会保険物語	6
『仙台うみの杜水族館』の施設割引料金が期間限定でさらに割引になります!!	7
「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」	7
お知らせ「宿泊施設等の優待(割引)利用施設が増えます」	7
インフォメーションパーク	8



私たちの街の
橋のある風景

6

阿武隈急行

第二阿武隈川橋梁

あぶくまきゅうこう
だいにあぶくまがわきょうりょう

「あぶきゅう」の愛称で親しまれている阿武隈急行線。東北では北上川に次ぐ長さの阿武隈川を渡り、福島駅から槻木駅をつなぎます。四季を通じて河川敷は撮り鉄の方にとっては絶好の撮影ポイント。降雪量の少ない沿線エリアですがこの季節、こたつ舟での阿武隈ライン舟下りが人気です。

DATA

構造形式	上落鋼板桁 RC単T桁 下路鋼トラス 下路連続鋼トラス
建造年月日	1968 (昭和43) 年3月
所在地	伊具郡丸森町
河川	阿武隈川
目的	鉄道
長さ	313.22m
幅	4.7m

日本年金機構 からのお知らせ

平成 30 年 2 月から 年金事務所の厚生年金保険・健康保険の 適用・徴収機能を移管・集約します

適用・徴収業務の強化を図るために、仙台南及び仙台北年金事務所の厚生年金保険・健康保険の適用・徴収機能を仙台東年金事務所に移管・集約します。

これに伴い、**事業主の皆様の手続きやご照会などの窓口が変更になります。**

【移管・集約される部署(課)】

仙台南年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課

(管轄区域)
若林区、太白区、名取市、岩沼市、亶理郡

仙台北年金事務所

- ・厚生年金適用調査課
- ・厚生年金徴収課

(管轄区域)
青葉区、泉区、富谷市、黒川郡

【移管・集約先】

仙台東年金事務所

電話番号
022-257-6111 (代表)

〒983-8558
宮城県仙台市
宮城野区宮城野3-4-1

対象業務

以下の業務は、平成30年2月以降、仙台東年金事務所で行います。

- 厚生年金保険等の届出書等の受付・相談
- 厚生年金保険等の未加入事業所に対する加入指導
- 厚生年金保険等の適用事業所に対する調査
- 厚生年金保険等の保険料の収納
- 厚生年金保険等の保険料の滞納整理 等

※なお、**年金相談及び国民年金に関する業務**は引き続き、各年金事務所で行います。

◎事業主の皆様には、ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

春は異動のシーズンです！異動後の手続きはお早めに

各種届出・申請は、「仙台広域事務センター」あて郵送による提出にご協力をお願いいたします。
(「仙台広域事務センター」では窓口受付は行っておりません。)

なお、仙台広域事務センターの住所の一部が変更となります。

入居しているビルが変更となるほか、仙台広域事務センターのレイアウトの変更を行ったことにより、正式な住所を右記のとおり変更いたします。

あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで!

「アクセスキー」があれば、「ねんきんネット」のご利用登録はカンタン!

ご利用登録は、パソコンやスマートフォンから行ってください。
※登録時には、基礎年金番号も必要です。

アクセスキーとは「ねんきんネット」のユーザ ID を取得する際に使用する 17 桁の番号で、この番号を使用してお申し込みをいただくことで、即時にユーザ ID を取得できます。アクセスキーは年金事務所が発行できます。

24時間いつでもどこでも、
パソコンやスマートフォンで、
最新の年金加入記録を確認できます!

【年金記録照会】で確認できること

- ◆これまでの年金加入履歴
- ◆国民年金加入記録
 - 国民年金の加入月数 ●各月の納付状況
 - 納付可能な月 など
- ◆厚生年金加入記録
 - 厚生年金の加入月数 ●資格取得・喪失年月日
 - お勤め先の名称 ●標準報酬月額・標準賞与額 など

将来受け取る年金の見込額を
さまざまな条件に応じて試算できます!

【年金見込額試算】で確認できること

- ◆現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
- ◆今後の職業や収入を質問に答えて試算できます。
- ◆詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
- ◆年齢ごとの年金の見込額
- ◆年金受給開始の年齢 など

年金の支払いに関する通知書を
パソコン等からダウンロードできます!

【年金の支払いに関する通知書の確認】 で確認できること

- ◆日本年金機構から書面で送付された年金の支払いに関する通知書(年金振込通知書や源泉徴収票等)を確認およびダウンロードすることができます。

国民年金保険料の免除や納付猶予の
承認を受けた期間等について、
納付可能な月数や金額を確認できます!

【追納・後納可能月数と金額の確認】 で確認できること

- ◆後から納付(追納)する場合の金額(保険料額)や納付した場合に老齢基礎年金額が増えることなどの年金見込額も確認できます。

詳しくはWEBで! http://www.nenkin.go.jp/n_net/

ねんきんネット

検索



仙台広域事務センターへ書類などを送る際には、変更後の住所へお願いいたします。

なお、一定期間内においては、変更前の住所に送っていただいても仙台広域事務センターでの受け取りは可能ですが、お早めに変更をお願いします。

※広域事務センターは郵送のみの受付となります。なお、届書作成や制度についてのご相談等は年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 仙台広域事務センター

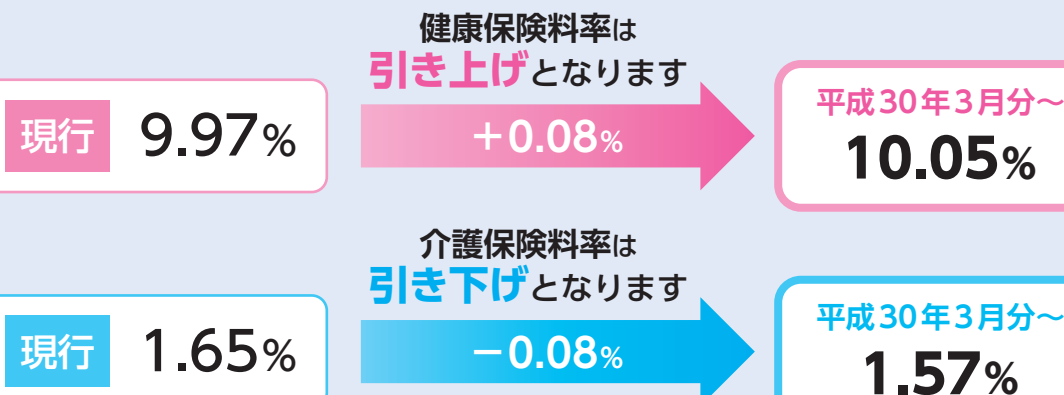
【変更前】 〒980-8461 宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 18階

【変更後】 〒980-8461 宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30 17階

協会けんぽ からのお知らせ

平成 30 年 3 月分 (4 月納付分) からの 協会けんぽ宮城支部の健康保険料率と、 介護保険料率 (全国一律) が変更となります

協会けんぽの全国の平均保険料率は、平成 30 年度も 10.00% に維持されることになりました。
一方、宮城支部の保険料率は、平成 30 年度 3 月分 (4 月納付分) から 0.08% 引き上げの **10.05%** に変更となります。
また、介護保険料率 (全国一律) は 0.08% 引き下げの **1.57%** に変更となります。
厳しい経済状況の中ではありますが、加入者の皆さまの医療保険制度を支えるため、なにとぞ、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。



なぜ、全国の平均保険料率は変わらないのに 宮城支部の健康保険料率は上がるの？

平成 28 年度は宮城支部の一人あたり医療費が全国平均を大きく上回っています

協会けんぽの保険料率は、各都道府県の協会けんぽに加入している皆さまの医療費に基づき、各都道府県ごとに決定されます。そのため、疾病の予防などにより加入者の皆さまの医療費が下がれば、その都道府県の保険料率を下げることにつながり、医療費が上がればその都道府県の保険料率を上げることにつながります。

一人あたり医療費の上昇は、保険料率を押し上げる要因のひとつになります。

1 人あたりの医療費 (単位: 円)			
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
全国	163,557	170,422	170,628
宮城	163,257	170,178	171,927
差 (宮城 - 全国)	-300	-244	1,299

特に入院外 (外来・調剤) の
医療費が全国平均よりも
伸びていることが
要因と考えられます。

保険料の上昇を抑制するために

保険料率上昇を抑制するため、平成 30 年度は

- ・「職場健康づくり宣言」制度の普及拡大
- ・ジェネリック医薬品の使用促進
- ・健診・保健指導による疾病予防や健康増進
- ・扶養家族の資格再確認

等の事業により一人あたり医療費の上昇を抑えるよう引き続き取り組んでまいります。
今回のご負担増加につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険には「**協会けんぽの任意継続**」、「**国民健康保険**」、「**ご家族の健康保険 (被扶養者)**」の 3 つの方法があります。毎月納める保険料などを比較のうえ、選択された健康保険にお手続きください。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日まで被保険者期間が継続して 2 ヶ月以上 あること。 - 退職日の翌日から 20 日以内 に手続きすること。	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	- ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 - ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	- 保険料は、退職時の標準報酬月額 (上限 28 万円) にお住まいの都道府県別の保険料率を乗じた額となります。 - 保険料は原則 2 年間変わりません。ただし保険料率の変更に伴い変動することがあります。 納付期限までに納付されない場合、資格喪失または資格取消となります。	- 保険料は、加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります。 倒産、解雇、雇止めなどにより離職した場合は保険料 (税) が軽減されることがあります。 - お住まいの市区町村により保険料額が異なります。	被扶養者の保険料負担はありません。

それぞれの
保険料額を比較すること
をおすすめします

健康長寿のために

ドーピングと薬物乱用

～スポーツファーマシストを活用しよう～



皆さん、ドーピングという言葉を知っていますか？

最近のニュースで数多く取り上げられ話題になったドーピングというのは、世界アンチドーピング防止規定という全世界共通で決められたルールの中で禁止と取り決められている物質や方法を使用すること、またその使用を企てたり隠そうとしたりする行為のことを言います。

そしてもう一つ薬物乱用という言葉がありますが、これは違法な薬物を使用したり、医薬品を本来の目的とは異なる目的で使用することを言います。例えば、麻薬や覚醒剤、大麻などの薬物を使用したり、決められた用法用量を守らなかったり、自分に処方された薬を違う人に渡したりするようなことです。

ドーピングという行為も本来とは違う目的 (競技能力の向上等) で薬を使用しているので薬物乱用と同じ行為です。またドーピングでも意図的に競技能力を上げようとしてすること以外に、知らないでついうっかりドーピング違反をしてしまう「うっ

かりドーピング」というものもあります。例えば、市販の風邪薬 (総合感冒薬) にはドーピング違反物質に該当するエフェドリンが含まれているものが数多くありますが、知らないまま試合前や当日に選手が使用してしまっただけでドーピング違反になってしまうというケースもあります。

そこで選手達をドーピング違反から守るスポーツファーマシストがいるのです。

スポーツファーマシストは最新のアンチドーピングに関する知識を持った「薬剤師」です。ドーピングに関するルールは毎年更新されていきますので、更新の為の研修を受け最新の知識や情報を得て対応できるようにしています。

風邪をひいたり怪我をしてしまったので薬を使いたい、また持病があり薬を使いながら試合に出ることが出来るのか等、お困りのことがあればスポーツファーマシストに聞いてください。

一般社団法人 宮城県薬剤師会 スポーツファーマシスト小委員会委員 瀬戸勇輝



全国健康保険協会 宮城支部
協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/miyagi>

協会けんぽ宮城

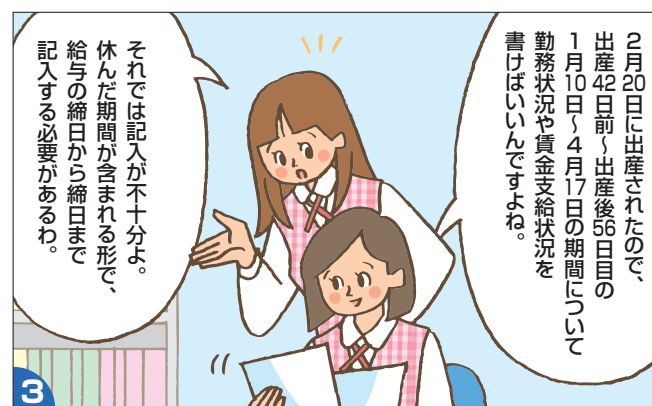
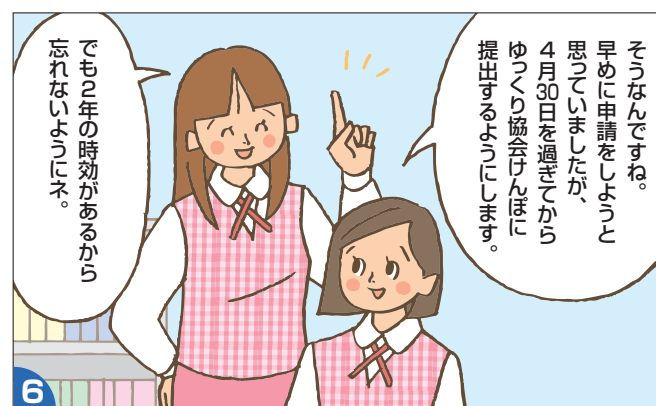
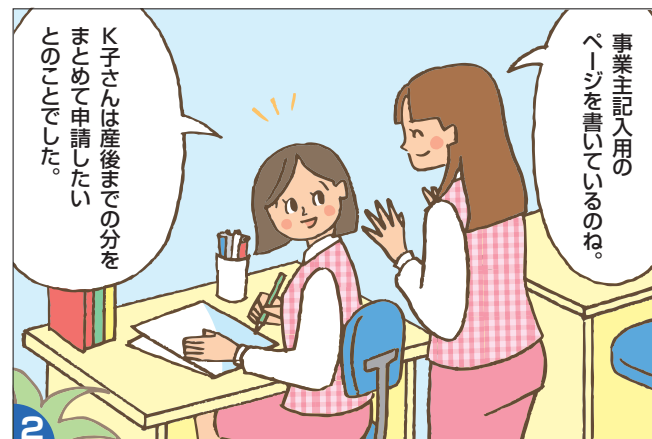
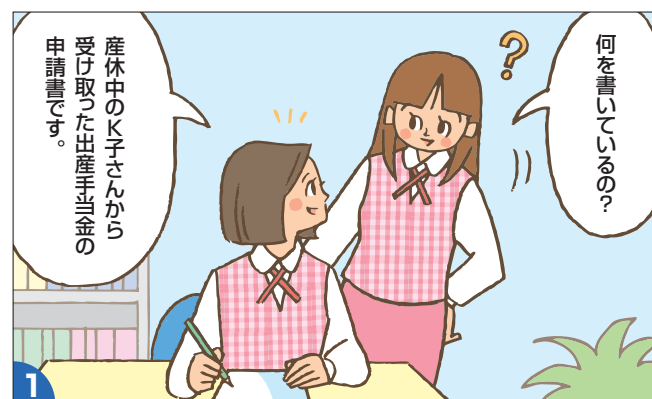
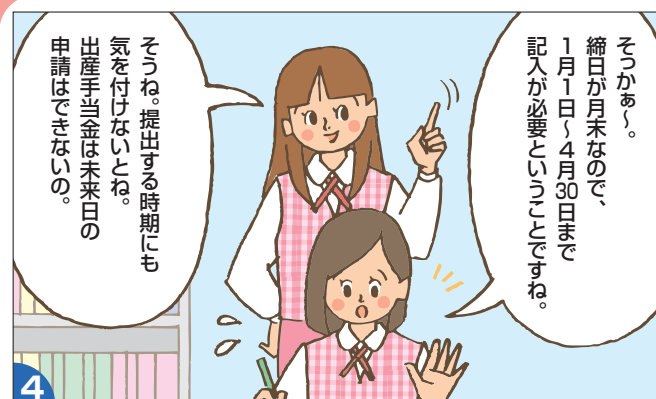
検索

〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F

☎ 022-714-6850

M美
さんの

社会保険物語

出産手当金
第97話

協会けんぽからのお知らせ

<出産手当金について>

被保険者が出産のために会社を休み、その間の給与を受けられないときの生活の保障として支給されるのが出産手当金です。出産日以前の42日から出産日後56日目までの期間について請求することができます。

- 申請対象は被保険者のみで、被扶養者は対象となりませんのでご注意ください。
- 分割して申請される場合、毎回事業主証明が必要になります。申請の1回目が出産後であり、医師・助産師の証明がある場合は2回目以降医師・助産師の証明は省略できます。

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部
〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F
TEL 022-714-6850
ホームページは「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

宮城県社会保険
協会会員事業所
限定『仙台うみの杜水族館』の施設割引料金が
期間限定でさらに割引になります!!別紙
利用券で

特別割引期間 2018年3月1日(木)～2018年3月31日(土)

利用方法：別紙の「感謝月間」利用券を
水族館1Fチケット販売窓口へ提出し、入館券をお買い求めください。

※「感謝月間」利用券をさらに必要な場合は、当協会会員事業所の皆様の利用に限り、別紙「感謝月間」利用券をコピーしての利用が可です（カラーでも白黒でも可）。また、郵送も行いますので、連絡先・必要枚数等を明記のうえ（申込様式は特になし）FAXにて当協会へご連絡ください。なお、連絡いただいてから到着まで数日を要しますのでご了承願います。

	通常料金	割引契約料金
大人（18歳以上）	2,100円	2,000円
中学・高校生（12歳～18歳）	1,600円	1,500円
小学生（6～12歳）	1,100円	1,000円
幼児（4歳～未就学児）	600円	550円
シニア（65歳以上）	1,600円	1,500円

期間限定(3/1～3/31) 特別割引料金
1,800円
1,300円
900円
500円
1,300円

「契約宿泊施設の宿泊料金の補助」

下記の契約宿泊施設については、従来からご利用いただきありがとうございます。
平成29年7月1日から平成30年6月30日迄は、会員事業所の「平成29年度協会費 払込受領証」の写し・宿泊者の「健康保険証（含被扶養者）」をご提示いただくと、ご利用者お一人につき1,000円の割引をいたします。

契 約 宿 泊 施 設

「秋保の郷 ばんじ家」
☎022-397-3156

「鳴子やすらぎ荘」
☎0229-87-2121

「松風荘」(新潟県村上市瀬波温泉)
☎0254-53-3086

※会員皆様のご利用の公平性を期すため、平成28年1月以降、同一人のご利用の上限を年間合計10回まで、及び同月内の利用については2回までとさせていただきます。ご了承願います。

お知らせ 「宿泊施設等の優待（割引）利用施設が増えます」

前月号（平成29年12月・平成30年1月号）にて、優待利用施設が増えたことをお知らせしました。

【これまでお知らせした優待利用施設】

- プリンスホテルグループ優待プラン
- 高輪・品川プリンスホテルグループ（4施設）
- 湯快リゾート株式会社が経営する宿泊施設（27施設）
- ダイワロイヤルホテルズ（ダイワリゾート株式会社）（27施設）
- かんぽの宿（日本郵政株式会社）（50施設）
- その他（新潟県、静岡県、奈良県内の日帰り温泉等施設15か所）
- ホテル法華クラブグループ（17施設）
- 船員保険会施設（4施設）

※「対象施設」、「優待内容」、「ご利用方法」等、詳細は（一財）宮城県社会保険協会HPをご覧ください。

【今後も増える優待利用施設】

これまでお知らせしてきた上記の施設は県外が多かったのですが、現在、県内の施設と優待（割引）の契約を進めております。今後、契約できた「対象施設」、「優待内容」、「ご利用方法」等について、詳細は（一財）宮城県社会保険協会HPに掲載いたしますのでご覧ください。

本誌（平成30年2月・3月号）原稿締切までにご契約いただいた施設

- 奥州秋保温泉「蘭亭」様
- 作並温泉「La楽リゾートホテルグリーン」様
- 鳴子温泉「玉造荘」様
- 白石温泉「薬師の湯」様
- 白石温泉「ホテルいづみや」様 等

申し込み・問い合わせ先

一般財団法人 宮城県社会保険協会

〒980-0802 仙台市青葉区二日町10-20 アルコイリス二日町4階

TEL 022-266-0411 FAX 022-266-0471

宮城県社会保険協会

検索

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 9:00～19:00 ●第2土曜日 9:00～17:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについても受け付けます。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。
- ・「03-6700-1165」「03-6700-1144」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。

街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 相談時間**
- 月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
 - 第2土曜日 9:30～16:00
- (なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

☎022(262)5527

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています

街角の年金相談センター仙台 (仙台パークビル2F)



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	31	29	30					

◆受付時間

- 平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

- 時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時
- 週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



3月・4月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F)	土日および祝日以外の 平日	8:30～17:15 (予約できます)	石巻年金事務所 0225-22-5118

2. 臨時開設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
南三陸町役場 (予約制)	平成30年3月14日(水)	10:00～12:00 13:00～15:30	石巻年金事務所 0225-22-5118
登米市南方総合支所 (予約制)	平成30年3月22日(木)	9:30～12:00 13:00～15:30	古川年金事務所 0229-23-1204
	平成30年4月26日(木)		

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
- ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び印鑑が必要となります。

年金相談の予約来所時の注意点

年金相談のご予約をいただき、お約束の日時に年金事務所の窓口においでいただいた際は、総合案内で予約していたことをご申告ください。

※お約束の時間から遅れる場合には、連絡をお願いいたします。

年金事務所	予約申込み電話番号
仙台東年金事務所	022-257-6116
仙台南年金事務所	022-246-5115
仙台北年金事務所	022-224-0895
石巻年金事務所	0225-22-5118
古川年金事務所	0229-23-1204
大河原年金事務所	0224-51-3115